

## 新型コロナウイルス感染症に係る セーフティネット保証4号の認定を受けられる方

### 【認定の条件】

本店(個人事業主の方は主たる事業所)の所在地が葛飾区にある中小企業者で次のいずれにも該当する方  
(イ)申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ)新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月(注2)に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期(注2)に比べて20%以上減少することが見込まれること。 **様式第4-②**

上記の規定に関わらず、業歴3か月以上1年1か月未満の場合、あるいは前年以降、事業拡大により前年比較が適当でない特段の事情がある場合、最近1か月の売上高と、過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高を比較します。 **様式第4-③**

(注1) 売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高)をいう。

(注2) 新型コロナウイルスの影響を受ける前の同月(原則2019年)と比較してください。

### 【必要書類】

- ① 認定書 1部(融資相談窓口あるいはホームページ上にあります。)
- ② 実印 (個人の場合)個人の印鑑登録印、(法人の場合)会社の印鑑登録印
- ③ 印鑑証明書 1通(発行日から3か月以内のもの)  
\*(個人の場合)個人の印鑑証明書、(法人の場合)法人の印鑑証明書
- ④ 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ⑤ 決算書類一式 及び 確定申告書 1期分
- ⑥ 売上の減少がわかるもの(最近1か月間※1と前年同月※2及びその後2か月を含む3か月間の売上台帳等※3)

※1最近とは、原則として前月分までを指します。ただし、認定日が15日までであれば、前々月分までを認めます。

また、最近1か月間の比較が適当でない場合(建設業、不動産売買業等、特定の時期に売上が偏る業種の場合)は、最近6か月等の平均の売上高の各比較対象期間との比較も認めます。

※2 新型コロナウイルスの影響を受ける前の同月(原則2019年)のもの

※3 例: 売上台帳・試算表 申告書(決算書)の月別売上は使用できません。

### 【認定の面接】

認定を受けるには面接が必要です。また、金融機関の担当者による代理申請もできます(委任状が必要)。  
場所: 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか

【利用できる主な融資】 東京都制度融資 新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走) など

※東京都制度融資の申し込みは、各金融機関の窓口になります。

【予約・お問い合わせ先】 葛飾区産業経済課経営支援係 TEL: 3838-5556

平日の午前8時30分～午後5時まで